

# **I. 認可地縁団体とは**

---

## **1. 自治会・町内会等の法人化**

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれます。この地縁による団体の認可制度は、不動産を保有又は保有を予定している自治会等に法人格を認め、法人名義で不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

さらに、令和3年11月26日の地方自治法の改正により、不動産登記等を前提としないものに見直され、不動産等の保有の有無に関わらず、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるようになりました。この認可で法人化した自治会等を「認可地縁団体」と呼びます。

## **2. 法人化制度の趣旨**

地縁による団体を法人化することで、自治会等の名義での不動産等の資産登記・登録手続きができるほか、様々な契約や取引などの法律行為も自治会等の名義で行うことができ、会員個人に財産や法的責任が帰属することによるトラブルの回避、対外的信用の獲得といった恩恵を受けることができます。その一方で、地方自治法の規定に従い義務も生じます。次の法人化取得のメリット及び法人化取得後の義務を確認したうえで法人格取得の是非を検討してください。

### **（1）法人格取得のメリット**

- ①法律上の「任意団体」であるときに比べて「法人」であることから、活動や組織に対する信頼性、信用性が向上します。
- ②法律行為の主体として、法人名義でさまざまな契約行為や取引、財産の取得、管理、登記などが行えるようになります。
- ③会員個人に万が一のことがあっても、法人として保有している財産や活動はそのままだに継続されます。

④実質的に地縁による団体が占有している不動産であって、登記名義人やその相続人の一部の所在が知れず、すべての方からの同意が得られない場合に、市長に申請して市長が一定期間公告することで、法人名義で所有権の移転登記ができる特例制度があります。

## (2) 法人化取得後の義務

①年1回の通常総会の開催が義務となります。

②毎事業年度終了の時（新事業年度開始3か月以内）に財産目録を作成し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

③常に最新の構成員名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

④特定の政党のために利用するような政治活動が禁止されます。

⑤納税の義務が明確化されることから、市税・府税・国税が課税されますので、収益事業を行わない場合は、減免申請等を行う必要があります。

⑥認可地縁団体の事務は、規約であらかじめ委任されている事項以外は総会の議決が必要になり、手続に時間と手間がかかります。

⑦代表者の変更、主たる事務所の変更、規約の変更などの際には、その都度市長へ届出や認可申請を行う必要があります、市長による告示や認可がなければ効力が発生しません。

⑧破産手続開始の申立てを怠ったり、債権者への公告を怠ったりすると50万円以下の過料に処される場合があります。

⑨認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記に代わるもの）は、関係者に限らず誰でも取得できるため、歴代の代表者の氏名や住所が公にされます。

### **3. 認可申請できる団体**

申請できる「地縁による団体」は、町または字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自治会等を対象にしています。

#### **【対象とならない団体】**

- ①特定の目的の活動を行う団体（同好会、スポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など）
- ②構成員に対して、住所以外の特定の条件（年齢や性別などの制限）を要する団体（老人会や子ども会、青年団、婦人会など）

### **4. 認可の要件**

#### **（1）目的**

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

**【解説】**地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理、親睦事業など、一般的な自治会・町内会活動のことです。また現にその活動を行っていることと認められるには、過去2年以上の活動実績が必要です。

#### **（2）区域**

区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

**【解説】**区域の表示は、町・字・地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民が容易に区域を認識できる状態であれば、河川や道路等で区域を画することも可能です。また、他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、重ならないように調整する必要があります。

### (3) 構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

【解説】構成員は、区域内に住所を有する個人に限られ、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。また、世帯を単位とすることは認められません。相当数とは、その区域の全住民（自治会等に参加していない人も含む）の過半数をいいます。

### (4) 規約

規約を定めていること。

【解説】規約には、次に掲げる事項が定められていることが必要です。

- ①目的    ②名称    ③区域    ④事務所の所在地    ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項    ⑦会議に関する事項    ⑧資産に関する事項

また、それ以外の事項が記載されていても構いません。規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限はありません。